

平成22年度 事業計画

平成20年秋以来の急激な経済情勢の悪化は出口の見えない状況が続き、国による重点的な対策にもかかわらず、雇用不安、失業、低所得、貧困等の課題が拡大しています。

さらに、高齢人口の増加にともない、単身高齢者世帯、要介護者、認知症高齢者等の増加が進み、地域での生活課題に対する取組の一層の充実が急がれています。

これに対し、福祉サービスの担い手となる福祉介護分野における人材確保の課題については、依然として深刻な人材不足が続いている状況です。

川崎市においては、このような全国的な情勢に加え、平成19年以降、市内全区で転入超過となるなど社会増による人口増加が際立ち、昨年、人口が140万人を突破しました。高齢者・障害者の福祉サービス基盤整備とともに、急激な人口の流入による課題も多く生じ、とりわけ教育環境や保育環境の整備なども急がれているところです。

本会においても、昨年度は、生活福祉資金貸付事業での新たな取組や、福祉人材の確保・定着の取組などを強化してきたところですが、今年度もこのような社会情勢に即した取組を積極的に実施し、本会の使命である、誰もが安心して暮らすことのできる住民参加の福祉のまちづくりの実現を目指して、次に掲げる基本方針により地域福祉の増進に努めます。

基本方針

1 「川崎市社会福祉協議会第2期地域福祉活動推進計画」の着実な推進

昨年度5年計画の中間年として見直しを図った「川崎市社会福祉協議会第2期地域福祉活動推進計画」に位置づけられた五つの重点目標に沿って取組を進めてまいります。事業推進にあたっては、社会情勢の変化を的確に捉え、市民の福祉ニーズに沿った取組を企画実施します。

2 関係機関との連携強化

事業実施にあたっては、各区社会福祉協議会の活動展開の支援を強化し、川崎市の福祉行政部門との連携を密にし、市域における地域福祉ネットワークの核として、会員、関係機関との関係づくりに努め、実効性ある事業推進に努めます。

3 運営基盤の強化

持続可能な事業推進の基盤となる本会の人材の育成と財政運営の充実強化に努めます。

重点目標

1 「住民主体の原則」に基づく、強固な組織基盤の整備

【会員組織と部会活動】

- 本会組織基盤の強化発展を目指し、昨年度、本会の会員・会費制度を改正し、対象となる団体への入会の呼びかけを行いました。本年度は、これにより再編設置された部会、種別会議を開催し、新会員体制での法人運営に努めます。
- 新たに導入された協賛会員制度について、区社協で従来から実施されている賛助会員制度とのすみ分けに留意しながら、会員を募集します。
- 昨年度、正会員導入について継続検討となった社会福祉事業を運営する営利法人の入会システムについて、検討していきます。

2 複雑化する福祉問題に対応し、市民の声を集約できる機能的な事業体の構築

【地域福祉情報バンク事業】

- 昨年 10 月に運用を開始した、地域福祉情報総合提供サイト「ふくみみ」について、本年度は活用価値の高い情報提供となるよう充実に努めます。
- 総合相談支援システム及び福祉オンラインコミュニティの構築については、そのあり方を含め、専門委員会等で検討を行います。

【事業執行体制の適正化】

- 事業執行における課題については、昨年度、集中的に検討し、第 2 期計画中間年の改訂を実施したところです。
本年度は計画の着実な推進とともに、次年度に予定される第 3 期計画策定作業の着手方針、行程管理について年度末までに確定します。

【区社協への支援】

- 区社協職員を対象としたコミュニティワークや地域コーディネートなど専門的知識や技術向上のための研修を実施します。
- 区・地区社協役職員を対象とした区・地区社協の役割、取組等について、啓発を目的とした研修会を実施します。
- 全区に設置されたボランティアセンターの機能強化を目指し、市・区社協担当者会議による情報共有や運営委員向け懇談会を実施します。

【災害時への取組】

- 災害研修等への積極的な参加による職員の意識改革をすすめます。
- 社協の取組について地域住民への啓発を図ります。

3 多様化した福祉ニーズに対応し、また継続的に良質な福祉サービスの提供を行うための福祉人材育成の強化

【福祉人材の確保・定着】

- 深刻な福祉人材不足に対応するために、福祉人材バンクでは就職相談

会の一層の充実を図るほか、川崎市や本会人材開発研修センターと連携した人材確保対策に取り組めます。

- 昨年度、臨床心理士による福祉事業従事者向け相談窓口「こころの健康相談室『ふぉーえむ』」を開設したところですが、引き続き関係者への周知を図り、介護・福祉職のメンタルヘルスに関するカウンセリングを行うとともに、組織運営やサービス提供に役立つ人間関係の心の理解や問題解決のスキルの向上に繋がる助言を行います。また今年度は、相談室利用の理解と促進を図るため、相談員によるメンタルヘルスに関する研修を実施します。
- 人材開発研修センターによる研修では、人材確保に向けた2級研修などの充実を図るほか、介護従事者の離職防止に向けた介護技術の再確認講座などのさらなる充実を図ります。

【研修事業】

- 人材開発研修センターによる研修については指定管理事業の枠組の中で、福祉分野に求められる最新のニーズに即した効果的な企画実施を図ります。
- 福祉人材バンクによる地域福祉コーディネーター研修について、今年度は研修対象者を専門職に特化し、地域福祉を推進するためのネットワークの核となる人材養成に重点を置き実施します。
- 昨年度は本会で実施する社会福祉関連研修事業についての実施内容、課題について調査し川崎市の所管部署に報告したところですが、今年度は、市域の福祉関係者が求めている研修ニーズ把握を行い、指定管理事業を中心とした、研修の再編やさらには「仮称社会福祉研修センター構想」(注1)の実現に向けて、川崎市と協議・連携していきます。

(注1) 本会第1期地域福祉活動推進計画に位置づけた社会福祉従事者研修の強化を主眼とした研修事業構想。市内の研修機関をはじめ、川崎市行政、福祉関係機関・団体、福祉施設等と連携・協力し、市内の福祉従事者・関係者のための「総合的な研修センター」の設置が第2期計画においても継続課題となっている。

【本会職員の育成】

- 社会福祉協議会として求められる職員像モデルを確立し、キャリアに合わせた研修を実施します。あわせて、人事考課、異動の体系的整備を図ります。

4 川崎市内の協議体・運動体としての事業構成、効率的な事業展開の徹底

【受託事業と補助事業】

- 昨年度改正された生活福祉資金貸付事業について、円滑な実施が図れるよう体制の整備に努めます。

- 川崎市からの受託事業については、企画調整会議にて実施状況の検証を行い、社協としての考え方を整理したところですが、事業実施にあたっては今後も市との協議、連携を密にし、効果的な事業推進に努めます。
- 補助事業では、効果的な事業実施に努め、行政機関との事業費支援調整、協働のもと各種事業を展開していきます。
- 地域福祉推進のため、社会情勢の変化を捉えた新たな事業を企画実施し、事業費支援について行政へ提案するなど、市民の福祉ニーズに沿った事業展開に努めます。

【居宅介護事業】

- 質の高い、社協ならではのサービスを提供し、安定した経営継続を図るため、法令を遵守し、優良な従事者の確保定着を目指した事業所運営体制の再構築に取り組みます。

【地域包括支援事業】

- 担当エリアの変更に伴い、新たな地域の実態把握を実施し、地域との関係づくりに努めます。また、地域包括支援センター業務の効率化、標準化、職員の資質向上に努めます。
- 地域包括支援センター調整事業では、新設センターへの集中的支援とともに、昨年度から市へ移行している中での業務の運営方法検討、今後の調整事業のあり方についての市との協議を継続していきます。

【指定管理者制度への対応】

- 本会で運営している「高齢社会福祉総合センター」、「総合福祉センター」、「聴覚障害者情報文化センター」について次期指定管理者へ応募します。

【日常生活自立支援事業・成年後見事業】

- 7区に展開したあんしんセンターの円滑な業務推進が図れるよう、事業実施体制についての共通理解促進、マニュアルの整備、研修の実施などにより区社協への支援を積極的に行います。

5 財務運営体制の確立

【財政運営の適正化】

- 安定した法人運営を維持するため、昨年度策定した資金運用要綱にもとづき有効な資金運用を行い自主財源確保に努めます。また、本会広報紙やホームページを活用した有料広告による収入の確保に取り組みます。
- 居宅介護事業について、持続安定した収入が確保できるよう事業実施体制の整備を図ります。
- 企画調整会議における事務事業の点検を徹底するとともに、職員の適正な配置や人件費支出の見直しを図り、人件費の抑制と歳出削減に努めます。
- 歳入歳出について、現状と将来予測のシミュレーションを示し、財政に対する役職員全体の共通認識を図ります。

事業計画の内容

1 法人運営事業

- (1) 新会員体制での法人運営
- (2) 三役会、理事会、評議員会の開催
- (3) 監事会の開催
- (4) 会員の増強
- (5) 苦情解決の実施と推進

2 調査・研究事業

- (1) 第2期地域福祉活動推進計画の推進
- (2) 第3期地域福祉活動推進計画策定に向けての準備
- (3) 企画調整会議の実施

3 職員研修事業

- (1) 職員研修事業の実施及び各種研修への参加

4 啓発、広報及び情報提供事業

- (1) 第48回川崎市社会福祉大会の開催
- (2) 広報紙「川崎の社会福祉」の発行
- (3) ホームページの運用と管理
- (4) 社会福祉啓発普及事業の実施
- (5) 地域福祉活動に関する情報の収集・管理・配信
- (6) 社会福祉関係視聴覚器材の整備と活用
- (7) 社会福祉専門図書及び資料の整備・貸出システムの運用

5 区社協との協働・連携及び支援

- (1) 区社協事業への支援・協力
- (2) 区社協会長会議の開催
- (3) 区社協役員等の研修会の開催
- (4) 区社協事務局長及び課長会議の開催

6 団体等助成事業

- (1) 社会を明るくする運動への協力
- (2) 民間老人いこいの家運営費助成事業
- (3) 地域子育て支援事業の推進
- (4) 民間福祉事業従事者福利厚生助成事業
- (5) ふれあい活動支援事業の推進
- (6) 交通遺児給付金の交付
- (7) 法外援護費（生活困窮者緊急援護資金）助成事業
- (8) 福祉基金の運用
- (9) 障害者団体等への活動助成

7 部会・委員会事業

- (1) 新部会規程による部会設置・開催及び種別会員会議等の開催
- (2) 子育て支援事業推進委員会等、各種委員会等の開催
- (3) 地域部会・法人経営者部会・施設部会・民生委員児童委員部会・保護司部会・障害者団体部会・ボランティア団体部会の開催及び施設職員・団体の研修事業の実施
- (4) 全国、関東ブロック、県、指定都市で開催される関係会議への参加、協力及び開催
- (5) 第29回川崎市保育研究大会の開催
- (6) 第37回川崎市保育まっりの開催

8 民生委員活動並びに川崎市民生委員児童委員協議会との連携協働

- (1) 民生委員児童委員活動推進のための研修事業の実施
- (2) 川崎市民生委員児童委員協議会への助成事業の実施

9 福祉基金運営事業

- (1) 福祉基金の増強

10 資金貸付事業

- (1) 社会福祉事業振興資金の貸付及び償還
- (2) 福祉施設整備資金の償還

11 共同募金運動の推進

- (1) 共同募金運動への協力
- (2) 区社協の年末たすけあい運動への協力

1 2 指定管理事業

(1) 川崎市聴覚障害者情報文化センター

- ①ろうあ者及び中途失聴・難聴者相談事業の実施
- ②手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣と登録者の研修
- ③厚生労働省カリキュラムに基づく手話奉仕員・手話通訳者養成と全国手話通訳者統一試験の実施
- ④厚生労働省カリキュラムに基づく要約筆記奉仕員の養成事業の実施
- ⑤字幕（手話入り）ビデオ及びDVDの制作及び貸出事業の実施
- ⑥OHP等情報機器貸出事業の実施
- ⑦施設の管理運営
- ⑧当事者団体、各区ろう協・手話サークル等への支援、連携・協働の強化・充実

(2) 川崎市高齢社会福祉総合センター

<人材養成研修事業・人材開発研修センター事業>

- ① 訪問介護員養成研修2級課程及び介護職員基礎研修（2級修了者対象）の実施
- ② 福祉職員向け現任研修の実施
- ③ 介護福祉士資格取得準備講座の実施
- ④ 認知症介護に関する研修の実施（実践者研修・リーダー研修・サービス事業管理者研修・サービス事業開設者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）
- ⑤ 予防給付ケアマネジメント従事者等養成研修の実施
- ⑥ 重度訪問介護従業者養成研修の実施
- ⑦ 介護支援専門員実務研修及び専門・更新研修の実施
- ⑧ 相談支援従事者初任者研修及び現任研修の実施

<介護普及啓発事業・保健研究センター事業>

- ①福祉情報ミニ講座の実施
- ②地域講座・介護予防講座・認知症介護講座の実施
- ③高齢者を理解するためのイベントの開催
- ④福祉用具の展示及び研修の実施
- ⑤福祉関係ビデオ・図書・視聴覚機材の貸出し事業の実施

1 3 受託事業

(1) 福祉パルの管理運営

(2) 老人いこいの家指定管理者との調整

(3) 福祉人材バンク事業

- ①福祉の仕事の相談と求人票の閲覧、紹介
- ②福祉の仕事のガイダンス、新卒の学生及び随時採用を対象とした就職相談会の開催
- ③就労希望者への各種講習会の開催

- ④関係機関及び福祉関係の学校等との連携
- ⑤福祉職の定着を図るための従事者向け相談窓口「こころの健康相談室『ふぉーえむ』」の実施及びメンタルヘルス研修の開催
- (4) 生活福祉資金の貸付・償還に関する連絡調整
- (5) 福祉サービス利用事業
 - ①要介護者生活支援ヘルパー派遣事業の実施及び総合的管理運営
 - ②重度障害者訪問看護サービス等支援事業の総合的管理運営
 - ③生活支援型食事サービス事業の総合的管理運営
 - ④介護予防型配食サービス事業の統合的管理運営
 - ⑤緊急通報システム設置運営事業の総合的管理運営
 - ⑥あんしん見守り緊急一時入院事業の実施
 - ⑦高齢者外出支援サービス事業の総合的管理運営
 - ⑧ふれあいデイセントー事業の調整及び情報提供の実施
 - ⑨日常生活用具給付事業の総合的管理運営
- (6) 地域包括支援センター事業
 - ①全市の地域包括支援センターの調整等の実施
 - ②地域包括支援センター事業の実施

1 4 福祉サービス第三者評価事業

- (1) 第三者評価事業の実施
- (2) 評価調査者養成研修の開催

1 5 ボランティア活動振興センター事業

- (1) 地域福祉情報バンク事業の実施に伴う、総合相談窓口（ふくし相談・かわさき障害者110番・専門相談）と地域福祉情報のデータベースの構築、情報提供事業の充実
- (2) ボランティアコーディネーターの設置によるボランティア相談の充実強化
- (3) 区社協ホームページとの情報の共有の確立
- (4) 川崎市・かわさき市民活動センターとの災害協定に基づく仕組みづくり、災害関係機関との連携
- (5) 区社協並びにNPO等が実施する移送サービス事業への研修実施等の支援
- (6) 福祉教育推進機関との連携・協議及び福祉教育の推進
- (7) 市・区社協ボランティアセンター運営委員向け懇談会の実施
- (8) ボランティア活動スキルアップセミナー並びにコーディネーター等の養成研修の充実
- (9) ホームページ並びに紙媒体等におけるボランティア関連情報の啓発

- (10) 福祉関連図書・ビデオ・福祉啓発機材並びに視聴覚機材の貸出
- (11) 企業・関係団体における助成金情報の提供・支援
- (12) 区社協ボランティアセンター事業の充実強化の支援
- (13) 市内ボランティア活動推進機関との連絡調整
- (14) 全市域ボランティア等連絡組織の組織化推進

1 6 川崎市あんしんセンター事業

- (1) 総合相談及び専門相談の実施
- (2) 日常生活自立支援事業の実施
- (3) 契約能力判定審査会の運営
- (4) 業務監督審査会の運営
- (5) 生活支援員及び専門員等研修の実施
- (6) 成年後見事業の実施
- (7) 関係機関との連絡調整
- (8) 成年後見制度利用促進あんしん生活支援事業の実施

1 7 居宅介護等事業

- (1) 介護保険法によるサービス提供
 - ① 居宅介護支援事業の実施
 - ② 訪問介護事業・予防訪問介護事業の実施
- (2) 障害者自立支援法における居宅介護事業
 - ① 居宅介護等事業の実施
 - ② 地域生活支援事業の実施
- (3) 福祉住宅等訪問協力員派遣事業の実施
- (4) 自由契約事業（おたっしゅサポート）によるサービス提供
- (5) 訪問介護員養成研修2級課程の実施による人材の養成・確保
- (6) 経営会議の開催

1 8 公益事業

- (1) 川崎市高齢者外出支援乗車事業の実施
- (2) 川崎市総合福祉センター事業の実施
 - ① 地域福祉情報バンク事業の実施
 - ② 社会福祉関係従事者及び地域福祉活動に取り組む市民・ボランティア等を対象にした研修事業の実施
 - ③ 施設・設備の利用提供事業の実施

19 社会福祉関係行事への協力

- (1) 児童福祉施設訪問事業の実施
- (2) 高齢施設訪問事業の実施
- (3) 交通遺児援護事業への協力

20 その他

その他地域福祉増進に必要な事業を実施します。